

## 函館市新外環状道路整備推進室設置要綱

(設置)

第1条 函館市新外環状道路の整備推進を図るため、土木部に函館市新外環状道路整備推進室（以下「推進室」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 推進室は、次の各号に関する事務を所掌する。

- (1) 函館新外環状道路の整備推進に関すること。
- (2) 道路整備プログラムの策定に関すること。
- (3) 高規格幹線道路網等の整備推進に関すること。

(職員)

第3条 推進室に室長、室次長、主査その他の職員を置く。

- 2 室長は、土木部新外環状道路整備推進担当部次長をもって充てる。
- 3 室次長は、土木部新外環状道路整備推進担当課長をもって充てる。
- 4 主査は、土木部道路建設課主査のうちから市長が指定する者をもって充てる。
- 5 係員は、土木部道路建設課の職員のうちから市長が指定する者をもって充てる。

附 則

この要綱は、平成12年2月10日から施行する。

附 則

この要綱は、平成12年4月11日から施行する。

附 則

この要綱は、平成13年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成13年4月18日から施行する。

附 則

この要綱は、平成15年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。